

議案第63号

守口市下水道条例の一部を改正する条例案

守口市下水道条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市下水道条例の一部を改正する条例

守口市下水道条例（昭和49年守口市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第1条から第3条まで 略			第1条から第3条まで 略		
(排水設備の構造の技術上の基準)			(排水設備の構造の技術上の基準)		
第4条 略			第4条 略		
(1) 略			(1) 略		
(2) 排水管の内径及び勾配は、次の基準によること。ただし、排水管の延長が3メートル以下の場合、排水管の内径を75ミリメートル（勾配 <u>1,000分の20</u> ）にすることができる。			(2) 排水管の内径及び勾配は、 <u>市長が特別の理由があると認めた場合を除き</u> 、次の基準によること。ただし、排水管の延長が3メートル以下の場合、排水管の内径を75ミリメートル（勾配 <u>1,000分の30以上</u> ）にすることができる。		
排水面積（平方メートル）	排水管の内径（ミリメートル）	勾配（1,000分率）	排水面積（平方メートル）	排水管の内径（ミリメートル）	勾配（1,000分率）
200未満	100以上	20	200未満	100以上	20 <u>以上</u>
200以上 600未満	150以上	15	200以上 600未満	150以上	15 <u>以上</u>
600以上	200以上	10	600以上	200以上	10 <u>以上</u>

第5条から第26条まで 略

(手数料の徴収)

第27条 市長は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該事務の申請者から、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 指定工事店の指定又は更新 1件につき 10,000 円

(2) 責任技術者の登録又は更新 1件につき 3,000 円

2 略

以下 略

第5条から第26条まで 略

(手数料の徴収)

第27条 市長は、指定工事店の指定又は更新を受けようとする申請者から、1件につき 10,000 円の手数料を徴収する。

2 略

以下 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。